

定款変更認証申請に係る縦覧書類

(令和 7 年度)

1 申請年月日

令和 7 年 1 2 月 4 日

特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 太陽の家

3 代表者の氏名

対馬 あさみ

4 主たる事務所の所在地

桑名市常盤町51番地6

5 定款記載の目的

この法人は、生活の困窮、又は虐待など生活環境の居場所のない社会的養護を必要とする子どもや家族などに対して、物心両面での支援や情報提供などを行うことで子どもや家族が貧困の連鎖から脱して自らの生きる力を思い出し幸せな人生を送ることができるように支援し、希望あふれる社会の実現に寄与することを目的とする。

6 縦覧期間

令和 7 年 1 2 月 4 日 ～ 令和 7 年 1 2 月 1 8 日

特定非営利活動法人 太陽の家 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人太陽の家という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を三重県桑名市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、全てのこども・若者が、生まれた地域や家庭環境に左右されることなく、安心して今日を過ごし、希望を持って未来を描ける社会の実現を目指し、食・学び・就労・住環境・メンタルヘルスを支え、孤立を防ぎ、本来の力を最大限に発揮できるよう支援することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (3) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ①こども・若者の居場所づくりの実施
 - ②こども・若者に対する相談支援の実施
 - ③こども・若者に対する食料品や生活用品などの支援の実施
 - ④こども・若者に対する学習支援の実施
 - ⑤こども・若者に対するキャリア支援、就労支援、就労継続支援の実施
 - ⑥こども・若者に対する安全な住環境の提供
 - ⑦こども・若者のいる家庭に対する支援の実施
 - ⑧生きづらさを抱えたこども・若者に関する啓発及び政策提言
 - ⑨こども・若者支援の関係者間の交流や連携の促進及び、こども・若者支援に関する調査研究
 - ⑩その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会費は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が、次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上6人以内

(2) 監事 1人以上2人以内

2 理事のうち1人を理事長とする。

(選任等)

第14条 理事は理事会において選任し、監事は、総会において選任する。

2 理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

2 理事は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の監事が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 5 章 総会

(種別)

第 20 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 事業報告および活動決算の承認
- (2) 監事の選任又は解任、職務及び報酬
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 合併
- (6) 解散した場合の残余財産の処分
- (7) 理事会が総会に付すべき事項として議決した事項
- (8) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 23 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的で、ある事項を記載した書面をもって、招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 24 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、総会の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 26 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は社員が総会の目的で、ある事項について提案した場合において、社員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 26 条、前条第 2 項、第 29 条第 1 項第 2 号及び第 50 条の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員の総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が、署名押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 社員総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号に掲げる事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 社員総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画および活動予算の作成並びにその変更
- (2) 理事の選任又は解任、職務及び報酬
- (3) 年会費の額
- (4) 資産の管理方法
- (5) 事務局の組織および運営
- (6) 総会に付議すべき事項
- (7) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (8) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事からの請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第 35 条 理事会における議決事項は、第 33 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 36 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条第 2 項及び次条第 1 項第 2 号の規定の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が、署名押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第 39 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産のみとする。

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って、行うものとする。

(会計の区分)

第 42 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計のみとする。

(事業計画及び活動予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用として講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 45 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 46 条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 47 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 48 条 この法人の事業年度は、毎年 8 月 1 日に始まり翌年 7 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 49 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 50 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数によ

る議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項に該当する場合は所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 51 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の遂行の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

4 この法人が解散したときは、理事が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第 52 条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第 53 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 54 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第 10 章 雑則

(細則)

第 55 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 対馬あさみ

理事 伊藤 健介

同 水谷 圭一

監事 久徳 真也

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 30 年 7 月 31 日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第 48 条の規定にかかわらず、成立の日から 平成 29 年 7 月 31 日までとする。

6 この法人の設立当初の会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

正会員

賛助会員

(1) 月会費一口 1,000 円(一口以上)

個人一口 1,000 円(一口以上)

法人一口 10,000 円(一口以上)

平成 30 年 9 月 第 2 条、第 54 条変更

特定非営利活動法人 太陽の家

(1) 特定非営利活動に係る事業

合計	10,140,000
----	------------

特定非営利活動法人 太陽の家

(1) 特定非営利活動に係る事業

合計	10,140,000
----	------------

2025年度 活動予算書

2025年8月1日から2026年7月31日まで

特定非営利活動法人 太陽の家

(単位:円)

科目	金額(円)		
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	180,000		
賛助会員受取会費	0	180,000	
2 受取寄附金			
受取寄附金	5,000,000	5,000,000	
3 受取助成金等			
受取助成金	8,400,000	8,400,000	
4 市町村補助金			
市町村補助金	4,800,000	4,800,000	18,380,000
5 その他収益			
受取利息	300		
雑収益	0	300	300
経常収益計			18,380,300
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	2,400,000		
法定福利費	120,000		
福利厚生費	0		
人件費計	2,520,000		
(2) その他経費			
食材費	1,600,000		
水道光熱費	180,000		
会議費	36,000		
旅費交通費	360,000		
消耗品費	1,800,000		
地代家賃	660,000		
賃借料	360,000		
荷造運賃	24,000		
広告宣伝費	120,000		
通信費	240,000		
保険料	300,000		
外注費	480,000		
研修費	120,000		
新聞図書費	120,000		
修繕費	805,000		
雑費	3,000		
減価償却費	400,000		
支払手数料	12,000		
その他経費計	7,620,000		
事業費計	0	10,140,000	
2 管理費			
(1) 人件費			
給料手当	1,200,000		
役員報酬	3,000,000		
法定福利費	450,000		
福利厚生費	0		
人件費計	4,650,000		
(2) その他経費			
会議費	12,000		
旅費交通費	60,000		
通信費	48,000		
消耗品費	48,000		
新聞図書費	0		
諸会費	20,000		
修繕費	0		
水道光熱費	156,000		
支払手数料	48,000		
地代家賃	594,000		
賃借料	0		
保険料	36,000		
租税公課	3,600		
減価償却費	0		
雑費	0		
その他経費計	1,025,600		
管理費計	0	5,675,600	
経常費用計	0		15,815,600
当期経常増減額			2,564,700
III 経常外収益			
経常外収益計		0	
IV 経常外費用			
経常外費用計		0	
当期正味財産増減額			2,564,700
前期繰越正味財産額			7,446,725
次期繰越正味財産額			10,011,425

2026年度 活動予算書

2026年8月1日から2027年7月31日まで

特定非営利活動法人 太陽の家

(単位: 円)

科目	金額 (円)		
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	180,000		
賛助会員受取会費	0	180,000	
2 受取寄附金			
受取寄附金	6,000,000	6,000,000	
3 受取助成金等			
受取助成金	8,400,000	8,400,000	
4 市町村補助金			
市町村補助金	4,800,000	4,800,000	19,380,000
5 その他収益			
受取利息	300		
雑収益	0	300	300
経常収益計			19,380,300
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	2,400,000		
法定福利費	120,000		
福利厚生費	0		
人件費計	2,520,000		
(2) その他経費			
食材費	1,600,000		
水道光熱費	180,000		
会議費	36,000		
旅費交通費	360,000		
消耗品費	1,800,000		
地代家賃	660,000		
賃借料	360,000		
荷造運賃	24,000		
広告宣伝費	120,000		
通信費	240,000		
保険料	300,000		
外注費	480,000		
研修費	120,000		
新聞図書費	120,000		
修繕費	805,000		
雑費	3,000		
減価償却費	400,000		
支払手数料	12,000		
その他経費計	7,620,000		
事業費計	0	10,140,000	
2 管理費			
(1) 人件費			
給料手当	1,200,000		
役員報酬	3,000,000		
法定福利費	450,000		
福利厚生費	0		
人件費計	4,650,000		
(2) その他経費			
会議費	12,000		
旅費交通費	60,000		
通信費	48,000		
消耗品費	48,000		
新聞図書費	0		
諸会費	20,000		
修繕費	0		
水道光熱費	156,000		
支払手数料	48,000		
地代家賃	594,000		
賃借料	0		
保険料	36,000		
租税公課	3,600		
減価償却費	0		
雑費	0		
その他経費計	1,025,600		
管理費計	0	5,675,600	
経常費用計	0		15,815,600
当期経常増減額			3,564,700
III 経常外収益			
経常外収益計		0	
IV 経常外費用			
経常外費用計		0	
当期正味財産増減額			3,564,700
前期繰越正味財産額			10,011,425
次期繰越正味財産額			13,576,125